

令和2年度 第1回上越市国民健康保険運営協議会次第

日時：令和2年8月6日（木）午後2時～
場所：上越市役所 401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

- ① 上越市国民健康保険税条例の一部改正について（専決処分） 資料1
- ② 上越市国民健康保険条例の一部改正について（専決処分） 資料2、2-2
- ③ 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（専第1号）
について（専決処分） 資料3
- ④ 上越市国民健康保険税条例の一部改正について 資料4、4-2
- ⑤ 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 資料5
- ⑥ 令和2年度上越市診療所特別会計補正予算（第1号）について 資料6

(2) 協議事項

- ① データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の中間見直しについて 資料7-1、7-2、7-3、7-4
- ② 令和元年度上越市国民健康保険特別会計決算（見込み）について 資料8-1、8-2
- ③ 令和元年度上越市診療所特別会計決算（見込み）について 資料9
- ④ 令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（案）について 資料10

(3) その他

5 閉 会

上越市国民健康保険税条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

令和 2 年度税制改革により地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げる。(第3条、第25条関係)
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「51万円」から「52万円」にそれぞれ引き上げる。(第25条関係)
- (3) (1)及び(2)の改正は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。)を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得</p>

改正後	改正前
<p>割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>

上越市国民健康保険条例の一部改正について (専決処分した事件の報告)

1 専決理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険の被保険者が同ウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金を支給することとしたことから所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険に加入する被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は当該感染症の感染が疑われるときは、その労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。(附則第2項、第3項関係)
- (2) 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。(附則第4項関係)
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受け取ることができる者に対しては、傷病手当金を支給しない。ただし、受け取ることができる給与等の額が第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。(附則第5項関係)
- (4) (3)に該当するものが、受けることができる給与等の全額を受けることができなかつたときは全額、受けることができる給与等の一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。その場合、支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。(附則第6項、第7項関係)
- (5) (1)から(4)までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合において適用する。(附則関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
附則 <u>(施行期日)</u> (追加)	附則
1 略 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u>	略
2 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)</u> の支払を受けている被保険者が療養	

改正案	改正前
<p><u>のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><u>3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><u>4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p><u>5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;">（追加）</p>	

改正案	改正前
<p>6 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>7 <u>前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

1 概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、国民健康保険に加入する被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備することを目的として、対象となる被保険者に傷病手当金を支給する。

2 支給対象者

- 給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）

3 支給対象となる期間

- 労務に服することができない日から起算して、3日を経過した日を対象期間の初日として労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
- 労務に服することができない期間としては、①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。③高齢者や基礎疾患等のある人は①及び②の状態が2日以上続く。のいずれかに該当する場合とする。

4 傷病手当金の額

- 傷病手当金の1日の額は、直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額
※健康保険法の規定による標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）が上限

5 対象期間

- 令和2年1月1日から9月30日までの間で、労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）
※今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、延長される場合もある。

6 予算の補正

- 上越市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算のそれぞれに2,926千円を増額した。
 - ・歳入予算は、全額が国の交付金により財政支援される予定
 - ・歳出予算は、当市の加入者の状況を基に積算した。
※1日当たりの傷病手当金 10,300円×対象者数8人×支給対象日数35.5日＝2,925,200円
※参考 上越市国民健康保険加入者 35,531人（R2.3月末）
うち給与収入有の加入者 14,007人（H30年所得情報より）

7 その他

- 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を運営する新潟県後期高齢者広域連合においても、当市と同様の内容（支給対象者を除く）で支給する。

令和 2 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（専第 1 号）について

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、被用者が感染した場合に対象となる被保険者に傷病手当金を支給する経費を増額するもの（4月30日専決補正）

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
4	県支出金	12,713,804	2,926	12,716,730
	特別調整交付金分	139,655	2,926	142,581

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	12,416,201	2,926	12,419,127
	傷病手当金	0	2,926	2,926

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

令和 2 年度税制改正による地方税法等の一部改正を受け、国民健康保険税の課税の特例として、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に特別控除を適用するため所要の改正を行うもの。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、対象となる被保険者の要件などについて所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 減免の対象となる被保険者の要件を追加するとともに、減免対象期間が令和 2 年 2 月 1 日に遡るため、申請期限の特例を定める附則第 20 項及び附則第 21 項を追加する。
- (2) 国民健康保険税の課税の特例として、所有期間が 5 年を超え、建物等を含めた譲渡価格が一定の要件を満たす低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、特別控除の規定を追加する。（附則第 5 項、第 6 項関係）

3 施行期日

- (1) 公布の日（附則第 20 項、第 21 項関係）
- (2) 令和 3 年 1 月 1 日（附則第 5 項、第 6 項関係）

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第 25 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第 25 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項_____又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額</p>

改 正 案	改 正 前
<p>を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>7～19 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免)</u></p> <p><u>20 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の</u></p>	<p>を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第3項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>7～19 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>ア 世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p><u>イ 世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額が1,000万円以下であること。</u></p> <p><u>ウ 減少することが見込まれる世帯の生計を主として維持する者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p><u>2.1 前項の場合における第29条第2項の規定の適用については、同項中「申請書を市長に提出しなければならない」とあるのは、「申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>定めることができる」とする。</u> (追加)</p>	

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減収することが見込まれる場合、一定の要件のもと、対象世帯の国民健康保険税を減免するもの

※事業収入等…事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入

2 減免の対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

3 対象者及び減免額

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 保険税を全額減免

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 保険税の一部を減免

ア 保険税が一部減免される具体的な要件（主たる生計維持者について）

- ・ 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
- ・ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ・ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

イ 減免額：減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）を乗じた金額

A：当該世帯の保険税額

B：主たる生計維持者の減少見込事業収入等に係る前年所得額

C：全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

前年の合計所得金額	減免割合 (D)	前年の合計所得金額	減免割合 (D)
300万円以下の場合	10/10	750万円以下の場合	4/10
400万円以下の場合	8/10	1,000万円以下の場合	2/10
550万円以下の場合	6/10		

4 予算の補正

(1) 補正理由 本年2月1日以降に納期限を定めていた令和元年度分の保険税を還付するため、要する経費を増額するもの

(2) 補正額 2億8千万円

(3) 積算根拠 令和元年度の国民健康保険税第8期（3月2日納期限）、第9期（3月31日納期限）の賦課額のうち、減免となり得る約5億5千万円に対し、減収が見込まれる職種の上越市の就労割合を考慮し、5割を乗じたもの（1千万円未満切り上げ）

令和 2 年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、本年 2 月 1 日以降に納期限を定めていた令和元年度分の保険税を還付するために要する経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	1,497	280,000	281,497
	特別調整交付金	1,496	280,000	281,496

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
8	諸支出金	87,725	280,000	367,725
	一般被保険者保険税還付金	24,000	280,000	304,000

令和 2 年度上越市診療所特別会計補正予算（第 1 号）の概要

【補正理由】

県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、診療所における感染拡大防止対策や診療体制確保等に係る物品、修繕等の経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	県支出金	412	4,000	4,412
	合 計	412	4,000	4,412

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	321,042	2,349	323,391
2	医業費	131,778	1,651	133,429
	合 計	452,820	4,000	456,820

【実施内容】

設備関連経費 3,351 千円

- ・サーモグラフィ、空気清浄機の配置と手洗器自動水栓取替修繕を行う。

衛生材料及び防護品関連経費 649 千円

- ・医薬消耗品、防護具等を購入する。

診療所別内訳

単位：千円

診療所名	内 容	補正額
牧診療所	手洗器自動水栓取替修繕、空気清浄機の配置	1,000
くろかわ診療所	手洗器自動水栓取替修繕、マスク等医薬消耗品の購入	1,000
吉川診療所	サーモグラフィ、空気清浄機、マスク等医薬消耗品の購入	1,000
清里診療所	手洗器自動水栓取替修繕、マスク等医薬消耗品の購入	1,000

上越市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画の中間見直しについて

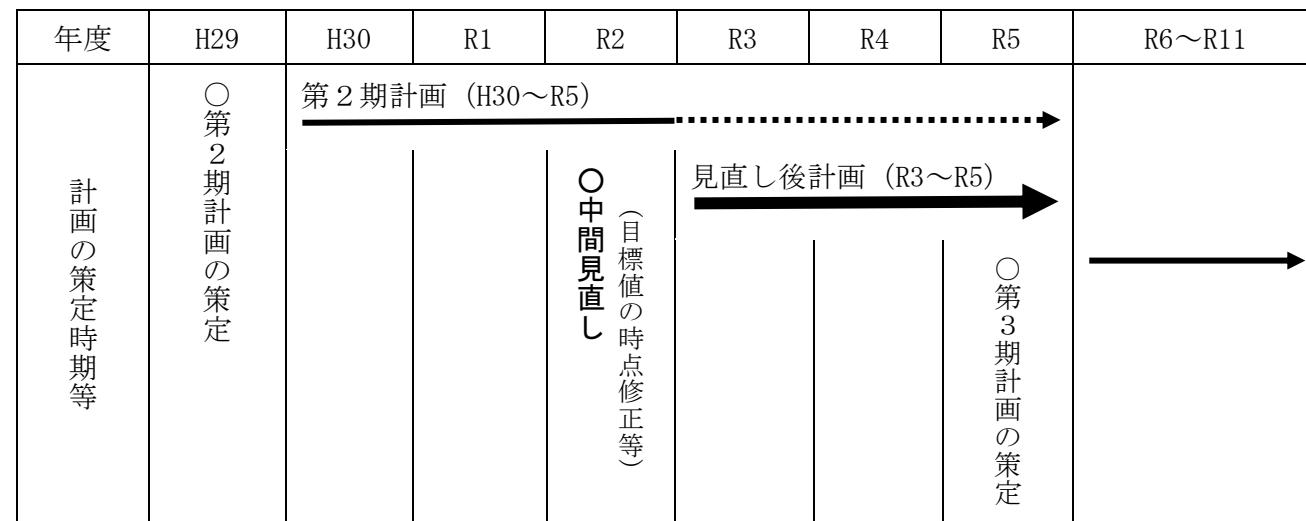
1 計画の目的

国保加入者の特定健診受診率・特定保健指導実施率を向上させ、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指す。

健康・医療情報を活用しながらPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症による新規透析者を減らし健康格差を縮小する。

2 見直しの概要

平成30年度から令和5年度の6年間を計画期間として策定された「上越市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画」の中間年にあたるため、計画に基づき実施した保健事業の前半期の取組実績を評価し、目標値の時点修正等を行う。



3 見直しの内容

(1)前半期の保健事業の取組実績の評価及び目標値の時点修正等

(2)75歳以上高齢者の健康実態の分析の追加

(3)若年者（39歳以下）の健康実態、目標値の設定及び取組の設定の追加

	国の動き	市の実態	保健事業の取組
(1)	・中間見直しの推奨	・予防可能な疾病や健診有所見状況の変化	・受診率向上に向けた取組 ・予防可能な生活習慣病予防の取組（継続）
(2)	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を法定化（R5から実施を義務付け）（補助金交付の要件）	・75歳以上で予防可能な心疾患の増加	・75歳以上を含めた予防可能な疾患の重症化予防に向けた取組（強化）
(3)	・保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新規500億円により予防・健康づくりを強力に推進（補助金交付の要件）	・生活習慣病の若年化（幼児期や学童期からの肥満児や血液検査有所見率の増加）	・小児期からの望ましい生活習慣を選択する力の獲得と、意識付けに向けた取組（継続）

4 計画の見直しのスケジュール（案）

時期	見直しに係る主な作業	上越市国民健康保険運営協議会における関係議題
令和2年6月	・計画の見直し方針案の整理 ・計画の見直し方針案の協議	
7月	・第2期前半期の取組実績の評価と分析	
8月		第1回会議（8/6） ・計画の中間見直しの方針協議
9月	・計画の素案の検討	
10月	・計画の原案の作成	第2回会議（10/15） ・分析結果を踏まえた目標設定等全体の内容について協議
11月	・第3回会議の意見を踏まえた原案の修正	第3回会議（11/19） ・計画の原案の協議
12月		
令和3年1月		
2月		第4回会議（2/12又は18） ・計画の最終案の協議
3月	・計画の見直しの完了 ・広報及びホームページで計画の公表	

計画の構成対照表

【見直し後の計画】

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的事項

- 1 背景・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 関係者が果たすべき役割と連携
 - (1)実施主体・関係部局の役割 (2)外部有識者等の役割 (3)被保険者の役割
- 5 保険者努力支援制度

第2章 第2期計画（中間見直し）に係る評価及び考察と健康課題の明確化

- 1 第2期計画（中間見直し）に係る評価及び考察
 - (1)第2期計画（中間見直し）に係る評価
 - (2)第2期計画（中間見直し）に係る考察
- 2 第2期計画（中間見直し）における健康課題の明確化
 - (1)当市の地域特性 (2)中長期目標の視点における医療費適正化の状況
 - (3)健診受診者の実態 (4)未受診者の把握
 - (5)若年者（39歳以下）の健康実態
- 3 目標の設定

第3章 特定健診・特定保健指導の実施

- 1 第3期特定健診等実施計画について
- 2 目標値の設定
- 3 対象者の見込み
- 4 特定健診の実施
 - (1)実施方法 (2)特定健診委託基準 (3)実施場所及び時期 (4)対象者
 - (5)特定健診実施項目 (6)実施時期 (7)医療機関との適切な連携
 - (8)請求・支払い事務の代行機関 (9)健診の案内方法
- 5 特定保健指導の実施
 - (1)健診から保健指導実施の流れ
 - (2)要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法
 - (3)生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール
- 6 個人情報の取り扱い
 - (1)基本的な考え方 (2)特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について
- 7 結果の報告
- 8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第4章 保健事業の内容（若年者に向けた取組や高齢者の健康実態を踏まえた見直し）

- 1 保健事業の方向性
- 2 重症化予防の取組
 - (1)脳血管疾患重症化予防 (2)糖尿病性腎症重症化予防
 - (3)虚血性心疾患重症化予防
- 3 広く市民の周知・啓発する取組

第5章 地域包括ケアシステムに係る取組

第6章 計画の評価・見直し

第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

- (1)見直し
 - ・中間評価後半期に向けた見直し
- (2)・(3)拡充（追記）
 - ・75歳以上の健康実態の分析
 - ・若年者の健康実態

- (1)見直し
 - ・中間評価後半期に向けた見直し

- (1)見直し
 - ・中間評価後半期に向けた見直し
- (2)・(3)拡充（見直し）
 - ・若年者に向けた取組や高齢者の健康実態を踏まえた見直し

【現計画】

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的事項

- 1 背景・目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 関係者が果たすべき役割と連携
 - (1)実施主体・関係部局の役割 (2)外部有識者等の役割 (3)被保険者の役割
- 5 保険者努力支援制度

第2章 第1期計画に係る評価及び考察と第2期計画における健康課題の明確化

- 1 第1期計画に係る評価及び考察
 - (1)第1期計画に係る評価 (2)第1期計画に係る考察
- 2 第2期計画における健康課題の明確化
 - (1)当市の地域特性 (2)中長期目標の視点における医療費適正化の状況
 - (3)健診受診者の実態 (4)未受診者の把握
- 3 目標の設定

第3章 特定健診・特定保健指導の実施

- 1 第3期特定健診等実施計画について
- 2 目標値の設定
- 3 対象者の見込み
- 4 特定健診の実施
 - (1)実施方法 (2)特定健診委託基準 (3)実施場所及び時期 (4)対象者
 - (5)特定健診実施項目 (6)実施時期 (7)医療機関との適切な連携
 - (8)請求・支払い事務の代行機関 (9)健診の案内方法
- 5 特定保健指導の実施
 - (1)健診から保健指導実施の流れ
 - (2)要保健指導対象者数の見込み、選定と優先順位・支援方法
 - (3)生活習慣病予防のための健診・保健指導の実践スケジュール
- 6 個人情報の取り扱い
 - (1)基本的な考え方 (2)特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について
- 7 結果の報告
- 8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第4章 保健事業の内容

- 1 保健事業の方向性
- 2 重症化予防の取組
 - (1)脳血管疾患重症化予防 (2)糖尿病性腎症重症化予防 (3)虚血性心疾患重症化予防
- 3 広く市民の周知・啓発する取組

第5章 地域包括ケアシステムに係る取組

第6章 計画の評価・見直し

第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い



予防・健康管理（データヘルス）の視点で見た上越市の課題

データヘルス計画に基づき、糖尿病・高血圧等の生活習慣病予防に重点を置いて、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し取り組んでいる。

○国の動き

・国は社会保障制度改革の中で、健康格差の縮小・医療費適正化を目指しており、各医療保険者を**保険者努力支援制度**（保険者における健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する制度）で**毎年評価**している。

○市の状況と課題

1 特定健診の状況

- (1) 国の目標には達しないものの、特定健診受診率は5割であり、同規模市31市の中で第1位である。
- (2) **メタボ該当者は**同規模市と比較し少ないものの、**増加傾向**である。
- (3) **高血圧の拡張期血圧の有所見率は**県、**全国と比較して高い**。
- (4) 糖尿病・脂質異常は低い状況にある。

2 医療費・介護費について

- (1) 国保・後期・介護とも1人当たり費用額の伸び率は同規模市より低く抑えられており、後期と介護を併せた費用額も当市の方が低い状況である。
- (2) 1人当たり医療費は増加傾向にあるが、予防可能な疾病の医療費は減少傾向にあり、伸び率は県・国等と比較すると近年低く抑えられている。
- (3) 入院医療費の推移では、**1人当たり医療費や入院医療費に占める心不全の割合が増加**しており、入院医療費に占める割合では同規模市より高い状況にある。
- (4) **脳血管疾患等発症者は高血圧、糖尿病、脂質異常等の基礎疾患を併せ持ち、健診未受診者が多い**状況である。

3 介護認定・死亡割合の状況

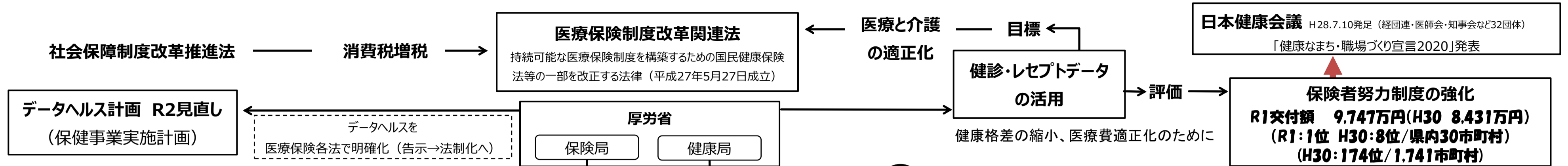
- (1) 介護認定は、1号（40～64歳）、2号（65歳以上）被保険者とも要介護認定率は減少傾向である。
- (2) 介護認定者の有病状況は、**脳疾患が減少傾向だが、同規模市と比較すると高い**。
- (3) 死亡割合の状況は、脳疾患が減少しているが、**心臓病が増加**している。



今後の方向性

予防可能な脳・心・腎を重症化させない取組の継続

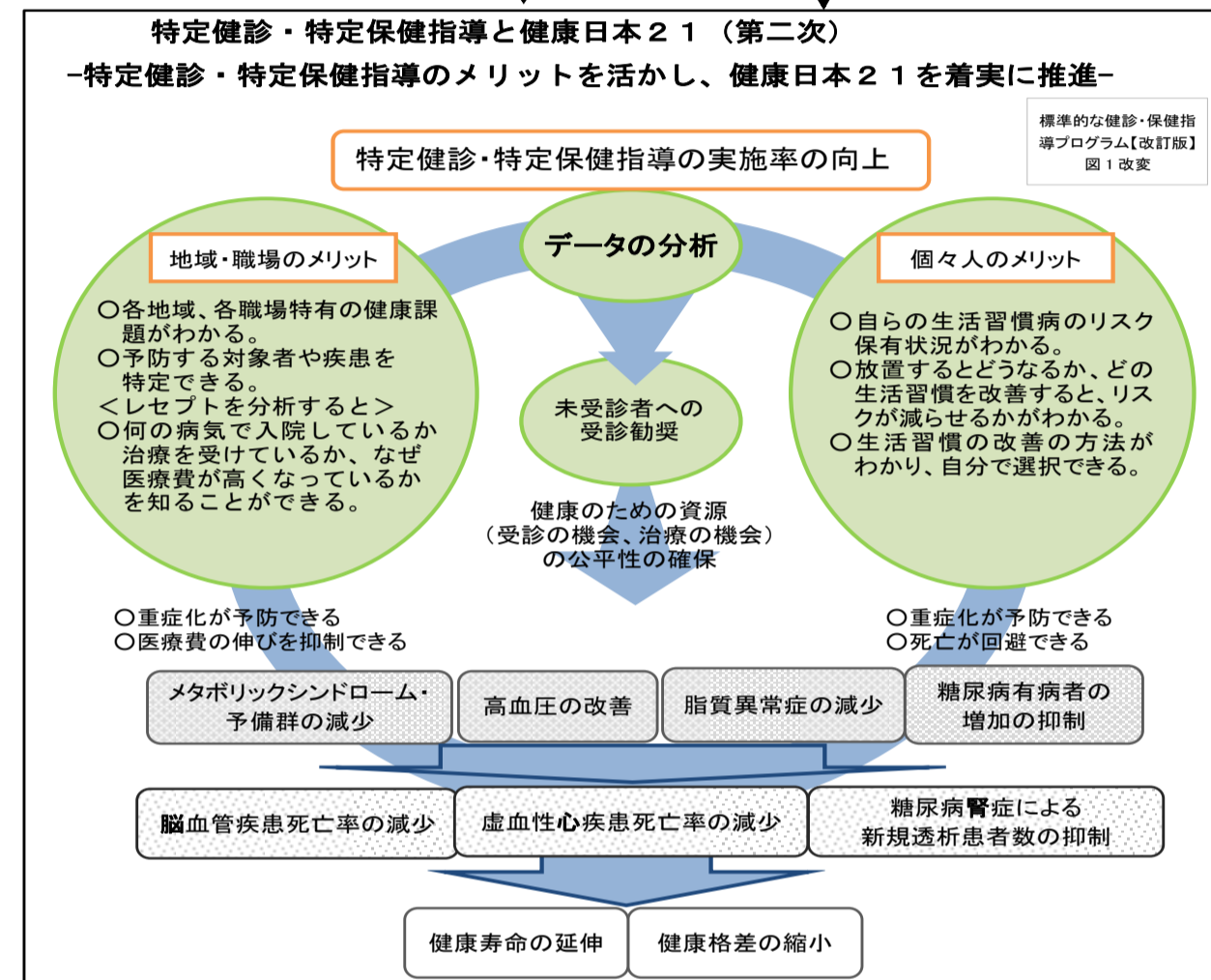
- 健診受診率向上に向けた取組
- 重症化させないためのメタボリックシンドローム・高血圧・糖尿病等に対する継続した保健指導
- 生涯を通じた生活習慣病予防の取組



3 医療費・介護費の状況

・国保・後期・介護とも1人当費用額の伸び率は同規模市より低く抑えられており、後期と介護を併せた費用額は当市の方が低い状況である。

条件	上越市 (同規模市の順位)		同規模市 (平均)			
	65～74歳割合 (国保加入者)	57.1%	44.4%			
病院病床数 人口千対	71.2床	57.1床				
医療	1人当年間医療費					
	国保	H26	32.8万円 (4位/35)	8.5万円	27.3万円	7.0万円
		R1	36.6万円 (2位/31)	6.1万円	31.9万円	5.5万円
	伸び率	1.11%	0.71%	1.16%	0.78%	
	差額	3.8万円	▲2.4万円	4.6万円	▲1.5万円	
	後期	H26	67.9万円 (39位/40)	16.0万円	80.0万円	20.6万円
R1		68.6万円 (30位/31)	10.6万円	81.3万円	14.2万円	
伸び率	1.01%	0.66%	1.01%	0.68%		
差額	0.7万円	▲5.4万円	1.3万円	▲6.4万円		
介護	6-5歳以上 介護給付当り費用	H26	38.6万円	26.8万円		
		R1	35.3万円	27.1万円		
	伸び率	0.91%	1.01%			
差額	▲3.3万円	0.3万円				



1 予防・健康づくりの評価項目

・特定健診受診率は5割であり、同規模市内1位である。メタボ該当者は同規模市と比較し少ないものの、増加傾向である。

	H26	H30	国の目標
特定健診受診率	上越市 (同規模市順位) 48.0% (1位/36)	53.1% (1位/31)	60%以上
特定保健指導実施率	上越市 60.5%	62.2%	60%以上
メタボ該当者	上越市 14.1%	16.4%	H20より25%減 (18.6%以下)
メタボ予備群	上越市 7.7%	7.3%	

R1 未受診者訪問 4,639人(延べ)

R1 保健指導訪問 6,057人(延べ)

R1 結果説明会参加数 7,336人(延べ)

2 特定健診・後期高齢者健診の有所見状況(R1)

・高血圧の拡張期血圧の有所見率は県・全国と比較して高く、糖尿病・脂質異常は低い状況にある。

	特定健診(40～74歳)				後期高齢者健診(75歳以上)											
	高血圧		糖尿病		脂質異常		高血圧		糖尿病		脂質異常					
	収縮期血圧	拡張期血圧	HbA1c	LDL	収縮期血圧	拡張期血圧	HbA1c	LDL	収縮期血圧	拡張期血圧	HbA1c	LDL				
	130以上	85以上	5.6以上	120以上	140以上	90以上	6.5以上	140以上								
男性	市 3,089 47.2	2,759 42.1	2,737 41.8	2,835 43.3	956 28.0	502 14.7	211 6.2	401 11.8	県 32,193 47.2	18,427 27.0	44,976 66.0	31,163 45.7	10,779 27.8	2,546 6.6	5,014 12.9	4,611 11.9
女性	市 3,211 41.8	2,162 28.1	2,972 38.7	3,986 51.8	1,075 32.0	451 13.4	132 3.9	650 19.3	県 33,591 40.6	13,800 16.7	55,469 67.1	45,299 54.8	14,136 28.9	2,656 5.4	4,300 8.8	8,814 18.0
全国	49.3	24.3	58.5	47.6	30.0	6.2	13.7	14.7								

4 介護認定の状況

・1号、2号被保険者とも要介護認定率は減少傾向である。

	上越市		同規模市 (平均)
	2号	H26 0.5%	325人
	R1 0.4%	285人	0.4%
差	▲0.1ポイント	▲40人	0ポイント
1号	H26 24.4%	13,163人	19.5%
	R1 21.7%	12,790人	18.5%
差	▲2.7ポイント	▲373人	▲1ポイント

5 介護認定者の有病状況

・脳疾患が減少傾向だが、同規模市と比較すると高い。

市	H27					
	H27	64.6%	31.0%	56.9%	23.5%	10.7%
R1	64.3%	28.6%	56.9%	24.0%	10.9%	
同規模市	R1	58.3%	23.9%	51.5%	23.0%	10.7%

6 死亡割合の状況

・心臓病が増加し、脳疾患が減少している。

市	H27						
	H27	25.6%	18.2%	2.5%	2.0%	4.6%	47.1%
R1	30.5% ↑	16.0% ↓	2.7%	1.3%	3.1% ↓	46.4%	
同規模市	R1	26.4%	14.4%	3.2%	1.9%	2.9%	51.1%

7 国保・後期の入院の疾病状況

・心不全が割合も高く増加傾向にあるが、脳梗塞・脳出血、腎不全、虚血性心疾患は同規模市より割合が低い傾向にある。

国保	心不全		脳梗塞・脳出血		腎不全		虚血性心疾患		
	1人当医療費	割合	1人当医療費	割合	1人当医療費	割合	1人当医療費	割合	
H27	0.6万円	4.4%	0.5万円	3.9%	0.2万円	1.6%	0.3万円	2.8%	
R1	0.8万円 ↑	6.7% ↑	0.5万円	4.6% ↑	0.2万円	2.1%	0.2万円 ↓	2.5% ↓	
R1(同規模市)	0.8万円	6.5%	0.6万円	4.7%	0.4万円	3.3%	0.4万円	3.4%	
後期	H27	2.5万円	9.1%	1.9万円	6.8%	0.5万円	1.9%	0.6万円	2.1%
R1	3.5万円 ↑	11.9% ↑	2万円	6.8%	0.5万円	1.7%	0.7万円	2.2%	
R1(同規模市)	3.8万円	9.8%	2.8万円	7.2%	1.6万円	4.3%	1.1万円	2.9%	

今後の方向性

予防可能な脳・心・腎を重症化させない取組の継続

- ・健診受診率向上に向けた取組
- ・重症化させないためのメタボ・高血圧・糖尿病等に対する継続した保健指導
- ・生涯を通じた生活習慣病予防の取組

※ 同規模市と比較して悪い値に○、よい値に■、経年変化のある疾病等の上昇に↑、下降に↓をつけてあります。